

中間前金払と部分払の選択時期の見直し概要

1 概要

中間前金払又は部分払の選択時期を契約時から請求時に見直し，併せて一部の提出書類を廃止する。

（事務手続きの比較）

【現行】

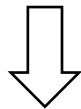
○ 契約時

受注者が工事担当課に「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」を提出

【この時点で，中間前金払か部分払を選択】

○ 中間前払請求時

受注者が工事担当課に「認定請求書」と「工事履行報告書」を提出



工事担当課で「認定調書」を交付



受注者が工事担当課に「中間前金払申請書」と請求書類（保証証書，契約書の写し，請求書，口座振替依頼書，認定調書）を提出

【見直し後】

○ 契約時

特段の手続不要

※「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」は廃止

○ 中間前払請求時

受注者が当工事担当課に「認定請求書」と「工事履行報告書」を提出

【この時点で，中間前金払か部分払を選択】



工事担当課で「認定調書」を交付



受注者が工事担当課に請求書類（保証証書，契約書の写し，請求書，口座振替依頼書，認定調書）を提出

※「中間前金払申請書」は廃止

2 適用対象

令和2年4月以降に契約する案件から適用（令和元年度以前に「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」を提出済みの案件は対象外となりますので，上記【現行】の事務処理を行ってください。）